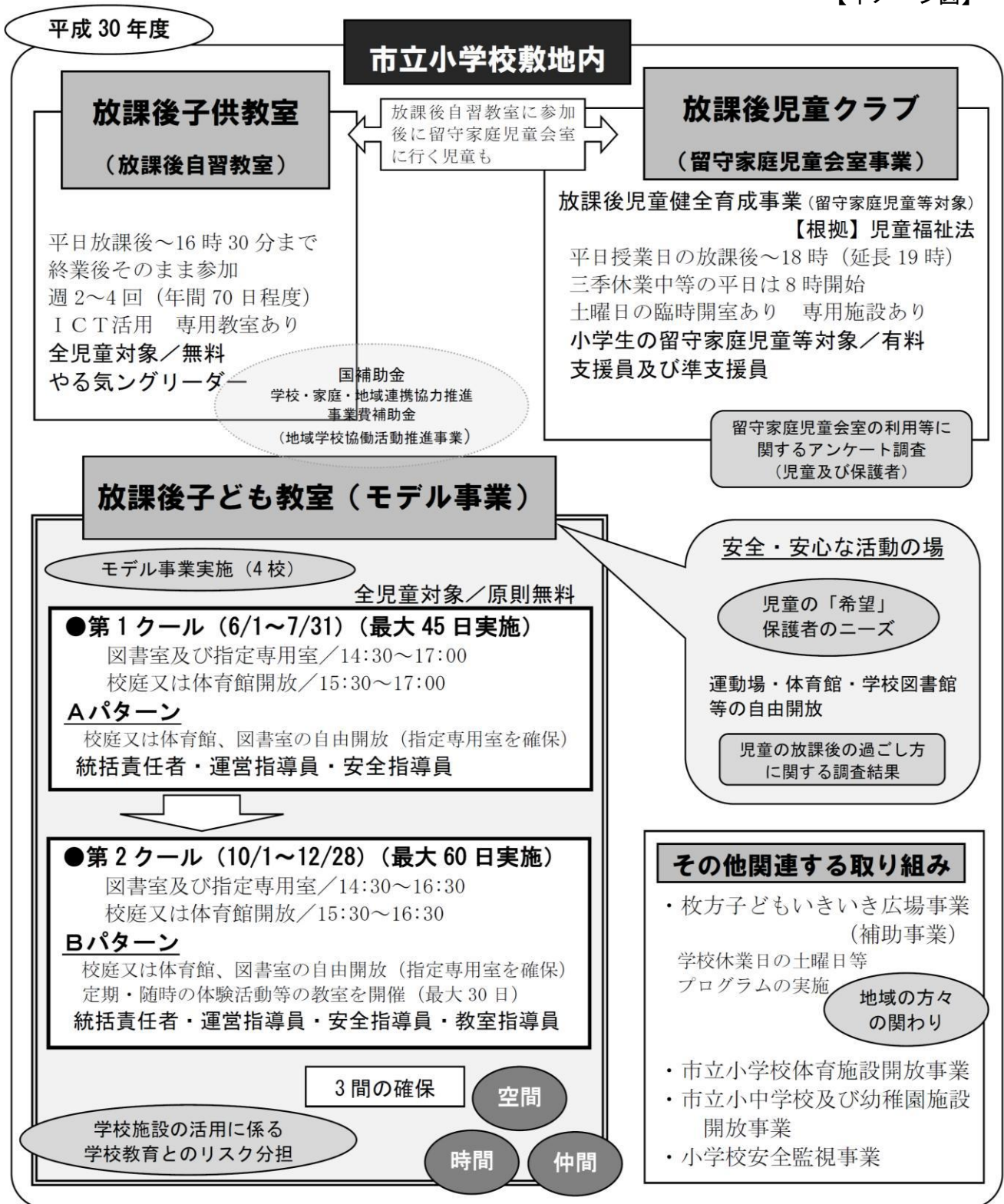


◇放課後子ども教室モデル事業について（案）

子どもにとって望ましい「放課後」を実現するために
 「放課後」、小学校施設を活用して、子どもの成長に必要な要素「3間」を確保する
 ～次代を担う児童の放課後対策の充実、児童の安全・安心な活動の場～

1. 本市の取り組みにおける、放課後子ども教室の位置付け

【イメージ図】



2. モデル事業の目的

平成 31 年度を目途に事業実施を予定している「放課後子ども教室」事業について、複数の小学校において事業内容を限定して試行的にモデル事業を実施することにより、利用者（児童・保護者）ニーズの実態や事業の効果、実施に係る課題及び経費の見込等を分析・検証することによって、より効果的で効率的な事業スキームの構築を図る。

3. モデル事業の実施校

市内 45 小学校から、モデル事業対象校としてブロック別（北部、東部、中部、南部）に 1 校を選び、計 4 校でモデル事業を実施する。

市コミュニティ連絡協議会 ブロック	校 区		
北 部 (10)	樟 葉	殿 二	樟葉北
	樟葉南	招 提	船 橋
	樟葉西	西牧野	
	牧 野	平 野	
東 部 (9)	津田南	菅原東	津 田
	藤 阪	菅 原	水 室
	田口山	西長尾	長 尾
中 部 (12)	小 倉	中 宮	殿 一
	磯 島	高 陵	明 倫
	山田東	山 田	桜 丘
	中宮北	交 北	桜丘北
南 部 (14)	枚 二	東香里	伊加賀
	春 日	開 成	五 常
	香 陽	蹉跎西	香 里
	川 越	枚 方	蹉 跎
	蹉跎東	山之上	

4. モデル事業対象校選定の考え方

平成 31 年度に事業を全校で本格実施した場合に、学校運営全体に与える影響をはじめ、既存の留守家庭児童会室事業や放課後自習教室事業、さらには学校休業日の土曜日等に実施の枚方子どもいきいき広場事業等に与える影響や調整を要する課題ができるだけ具体的に把握できるよう、それらの事業が継続的かつ安定して一定の規模・回数で展開されている小学校を選定する。

5. モデル事業（平成 30 年度）の実施期間

第 1 クール：6 月 1 日（金）～7 月 31 日（火）：最大 45 日実施

第 2 クール：10 月 1 日（月）～12 月 28 日（金）：最大 60 日実施

※各学校の行事等によって実施日が若干異なることがある。



【前回までの提示案】

第 1 クール：5 月 14 日（月）～7 月 31 日（火）：最大 55 日実施

第 2 クール：10 月 1 日（月）～12 月 21 日（金）：最大 60 日実施

6. モデル事業の実施内容種別

児童の希望、保護者のニーズ（「児童の放課後の過ごし方に関する調査結果」等）を踏まえた内容

A パターン：校庭又は体育館、図書室の自由開放（指定専用室を確保）

B パターン：A パターンに加え、定期・随時の体験活動等の教室を開催：最大 30 日開催

※いずれの場合も、放課後自習教室は現状の枠組みで継続する。

7. モデル事業の標準実施時間（基本）

第1クール：図書室及び指定専用室：14:30～17:00、校庭又は体育館開放：15:30～17:00

第2クール：図書室及び指定専用室：14:30～16:30、校庭又は体育館開放：15:30～16:30

※6限の授業終了までは校庭・体育館の使用は困難であるため、校庭又は体育館開放は15:30～とする。

8. モデル事業の学校別実施区分

モデル事業実施（4校） 第1クール：Aパターン実施 → 第2クール：Bパターン実施



【前回までの提示案】

①モデル事業実施（2校） 第1クール：Aパターン実施 → 第2クール：Bパターン実施

②モデル事業実施（2校） 第1クール：Bパターン実施 → 第2クール：Aパターン実施

9. モデル事業の実施方式と実施体制

モデル事業の実施方式は、対象校4校一括の事業委託で実施する。事業委託先の決定は、類似事業の運営実績を有するNPO、公益法人または企業等を対象として選定する。

事業実施に当たっての管理運営については、次表のとおり、種別及び従事内容ごとに人員配置を行い、事業実施体制を確立する。なお、児童の放課後対策審議会の意見を受け、統括責任者及び運営指導員には、放課後子ども教室における児童の活動の支援等を行えるよう専門的な知識を持った人員の配置を行うこととする。

【人員配置基準】

区分	従事内容	配置人員	人数
Aパターン	活動の総括、連絡調整 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	統括責任者	1人
	事業の企画、児童の活動の支援 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	運営指導員	1人
	校庭又は体育館の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	図書室及び指定専用室の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
Bパターン	活動の総括、連絡調整 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	統括責任者	1人
	事業の企画、児童の活動の支援 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	運営指導員	1人
	校庭又は体育館の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	図書室及び指定専用室の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	教室実施会場における体験活動・学習等にかかる指導・助言	教室指導員	1人

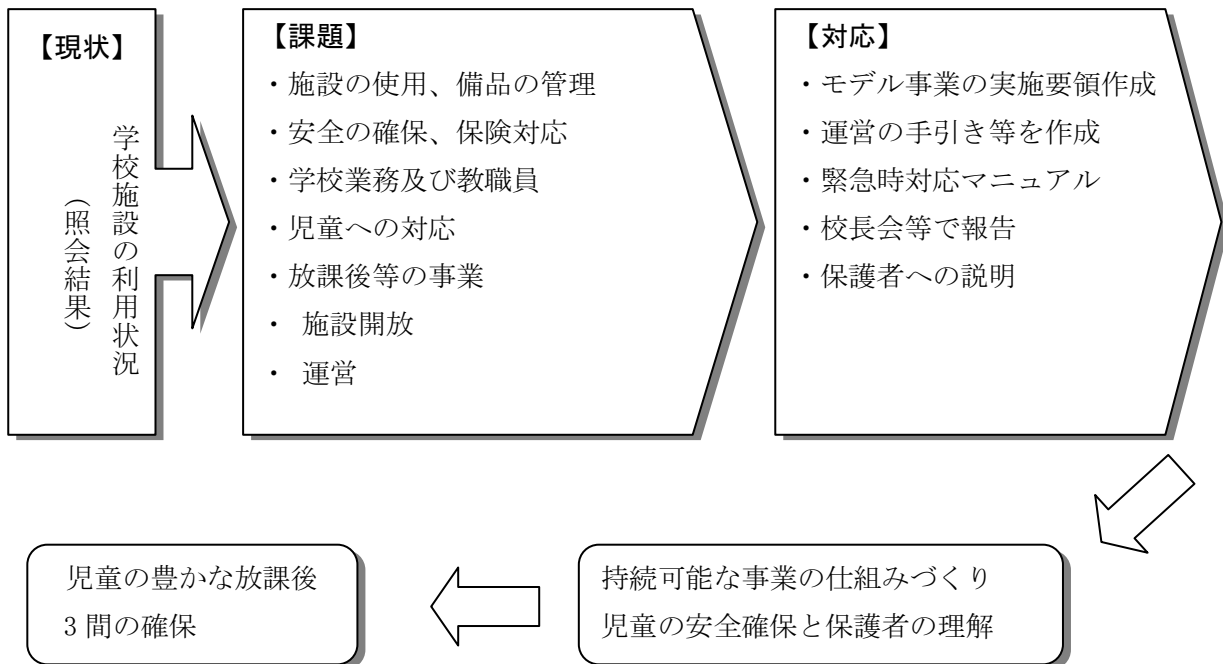


【前回までの提示案】

統括責任者が担っていた、事業の企画、児童の活動支援は運営指導員が担うことで一人追加。

◇放課後子ども教室モデル事業実施に向けた整理すべき課題

1. 学校運営との調整



2. 留守家庭児童会室事業との連携

- ①一体的な推進の可能性の模索
- ②参加の把握方法や活動場所への移動の確認
- ③参加の確認、緊急時対応のため留守家庭児童会室児童の情報共有

3. 既存の放課後自習教室との調整

- ①児童が放課後子ども教室にも参加する際の出入りの確認
- ②放課後自習教室と放課後子ども教室の実施時間の重なりについて

4. 枚方子どもいきいき広場事業に与える影響や課題の把握

学校休業日の土曜日等に実施している枚方子どもいきいき広場事業と放課後子ども教室の実施について

5. 地域の理解

地域団体による学校施設利用の調整